

令和6年2月佐倉市議会定例会提案目次

※ 前年度比は令和5年度6月補正後予算との比較

議案第1号 令和6年度佐倉市一般会計予算

- ◇ 予算額 552億4,300万円
(前年度比2.0%増、10億7,185万2,000円増)
- ◇ 継続費 準用河川上小竹川改修事業など2件
- ◇ 繰越明許費 佐倉商工会議所バリアフリー化補助事業など2件
- ◇ 債務負担行為 市長等特別職公用車の賃貸借など30件
- ◇ 地方債 臨時財政対策債など28件
- ◇ 一時借入金の最高額 20億円

議案第2号 令和6年度佐倉市国民健康保険特別会計予算

- ◇ 予算額 180億2,052万7,000円(前年度比2.9%減)
- ◇ 保険給付費等

議案第3号 令和6年度佐倉市公共用地取得事業特別会計予算

- ◇ 予算額 17万円(前年度比6.1%減)
- ◇ 土地開発基金繰出金(利子分)

議案第4号 令和6年度佐倉市農業集落排水事業特別会計予算

- ◇ 予算額 2,949万5,000円(前年度比28.8%減)
- ◇ 施設管理費等

議案第5号 令和6年度佐倉市介護保険特別会計予算

- ◇ 予算額 152億8,409万7,000円(前年度比9.3%増)
- ◇ 保険給付費、地域支援事業費等
- ◇ 債務負担行為 庁用自動車賃貸借(令和6年度設定) 認定調査用

議案第6号 令和6年度佐倉市災害共済事業特別会計予算

- ◇ 予算額 504万円(前年度比0.0%)
- ◇ 災害共済事業給付金等

議案第7号 令和6年度佐倉市後期高齢者医療特別会計予算

- ◇ 予算額 35億1,490万6,000円(前年度比14.0%増)
- ◇ 後期高齢者医療広域連合納付金等

議案第 8 号 令和 6 年度佐倉市水道事業会計予算

- ◇ 業務の予定量
 - ・ 給水件数 7 万 3, 1 0 0 件
 - ・ 年間総配水量 1, 6 9 3 万 6, 0 0 0 立方メートル
 - ・ 一日平均配水量 4 万 6, 4 0 0 立方メートル
- ◇ 主な建設改良事業
 - 改良工事 1 1 億 5, 4 8 4 万 6, 0 0 0 円
 - 浄水場施設改良工事 2 億 6, 0 4 7 万 6, 0 0 0 円
- ◇ 収益的収入予定額 4 2 億 1, 6 1 3 万 5, 0 0 0 円
- 収益的支出予定額 4 3 億 4, 1 0 7 万 3, 0 0 0 円
- ◇ 資本的収入予定額 3 億 4, 8 7 2 万円
- 資本的支出予定額 2 1 億 4, 9 9 3 万 9, 0 0 0 円
- 資本的支出予定額に対する収入の不足額
1 8 億 1 2 1 万 9, 0 0 0 円は、損益勘定留保資金等で補てん

議案第 9 号 令和 6 年度佐倉市下水道事業会計予算

- ◇ 業務の予定量
 - ・ 排水区域内人口 1 5 万 7, 4 8 2 人
 - ・ 年間総処理水量 1, 9 3 2 万 9, 0 0 0 立方メートル
 - ・ 一日平均処理水量 5 万 2, 9 5 6 立方メートル
- ◇ 主な建設改良事業
 - 拡張工事 9 8 4 万 8, 0 0 0 円
 - 改良工事 2 億 3, 5 1 1 万 1, 0 0 0 円
 - ポンプ場等改良工事 2 億 5, 7 4 5 万 8, 0 0 0 円
- ◇ 収益的収入予定額 4 1 億 4, 9 1 2 万 8, 0 0 0 円
- 収益的支出予定額 4 0 億 4, 1 8 7 万 5, 0 0 0 円
- ◇ 資本的収入予定額 4 億 1, 1 4 2 万 9, 0 0 0 円
- 資本的支出予定額 1 3 億 6, 7 1 3 万 6, 0 0 0 円
- 資本的支出予定額に対する収入の不足額
9 億 5, 5 7 0 万 7, 0 0 0 円は、損益勘定留保資金等で補てん

議案第10号 令和5年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ1億1,911万円の増額補正
- ◇ 補正後予算額591億9,475万3,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
 - 償還日の到来前に借入金償還経費の必要額を計上するため、及び、予備費を追加計上することで年度末までの間における不測の財政需要に備えるため、補正予算として提案するもの
- ◇ 歳入
 - 繰入金の増
- ◇ 歳出
 - 公債費、予備費の増

議案第11号 令和5年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ10億3,295万4,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額602億2,770万7,000円
- ◇ 歳入の主なもの
 - 地方交付税、国庫支出金、寄附金、市債などの増、県支出金、繰入金の減
- ◇ 歳出の主なもの
 - 休職者や退職者の発生等に伴う職員人件費の補正、電気・ガス価格の高騰に対する指定管理者支援金の増、事業執行額の確定による計数整理のほか、財政一般事務費、ふるさと事業基金積立費、国民健康保険特別会計等への繰出経費（臨時）、障害者訓練等給付事業、地域生活支援事業、介護保険特別会計介護給付費への繰出経費、保育所入所委託等事業、民間保育園等助成事業、生活保護費等給付事業、産後ケア事業、観光イベント事業、道路改修事業、公園整備事業、小学校施設改築・改造事業、小学校体育施設整備事業、中学校施設改築・改造事業の増
- ◇ 繰越明許費補正
 - 上志津中学校外3校トイレ改良工事など29件の追加
- ◇ 債務負担行為補正
 - 軽トラック賃貸借（令和5年度設定）の廃止
- ◇ 地方債補正
 - 中学校トイレ改良事業債（校舎分）など12件の追加及び（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業債など8件の変更

議案第 1 2 号 令和 5 年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 7 7 2 万 4, 0 0 0 円の減額補正
- ◇ 補正後予算額 1 8 5 億 6, 1 9 8 万 9, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
国庫支出金、繰入金、繰越金の増、国民健康保険税、県支出金の減
- ◇ 歳出
諸支出金の増、総務費、保健事業費の減

議案第 1 3 号 令和 5 年度佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 6 1 6 万 4, 0 0 0 円の減額補正
- ◇ 補正後予算額 2, 8 4 2 万 7, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
繰入金の減
- ◇ 歳出
農業集落排水事業費の減

議案第 1 4 号 令和 5 年度佐倉市介護保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 1 億 3, 8 8 2 万 6, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 1 4 8 億 2, 3 5 7 万円
- ◇ 歳入
分担金・負担金、国庫支出金、県支出金及び繰入金の増、支払基金
交付金の減
- ◇ 歳出
保険給付費の増、総務費、地域支援事業費の減

議案第 1 5 号 令和 5 年度佐倉市後期高齢者医療特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 1 億 1, 4 7 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 3 1 億 9, 9 4 9 万 5, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金の増
- ◇ 歳出
後期高齢者医療広域連合納付金の増

議案第 16号 市長等の佐倉市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 地方自治法等の改正に伴い生ずる引用条項のずれを整理するもの
 - 同法及び同法施行令の改正により条例において引用する同法等の規定の条番号が下表のとおり改められ、条文中の引用条項にずれが生ずることから、これを整理

法令名	改正後	改正前
地方自治法	第 2 4 3 条の 2 の <u>8</u>	第 2 4 3 条の 2 の <u>2</u>
地方自治法施行令	第 1 7 3 条の <u>4</u>	第 1 7 3 条

- ※ 令和 6 年 4 月 1 日から施行

議案第 17号 佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条文中の用語の整理を行うもの
 - 同法別表第 2 の削除に伴い、条例中に引用する同表に係る用語（「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」及び「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」）を、同法中の別の用語（それぞれ「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」）に置換え

- ※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から施行

議案第18号 佐倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 令和5年11月定例会において成立した佐倉市行政組織条例の一部を改正する条例（令和5年佐倉市条例第24号）等により文化芸術に関する事務が教育委員会から市長部局へと移管されることに伴い、それぞれの職員の定数の配分を変更するもの

→ 定数の配分を下表のとおり変更

区分	改正案	現行	増減
市長部局	859人	836人	+23人
教育委員会	152人	175人	▲23人

※ 令和6年4月1日から施行

議案第19号 佐倉市ふるさと事業基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

・ 対象となる条例

- ① 佐倉市ふるさと事業基金の設置、管理及び処分に関する条例
- ② 佐倉市学校教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例
- ③ 佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例
- ④ 佐倉市保健福祉振興基金の設置、管理及び処分に関する条例

- ◇ 長期にわたる低金利の状況下において、財務処理の透明化等の観点から、佐倉市ふるさと事業基金等の運用収益の処理の方法を改めるもの

→ 佐倉市ふるさと事業基金等の運用収益（利子）は、条例で定める事業に充て、なお剰余がある場合に当該剰余の額を基金に繰り入れるものとしているところ、財務処理の透明化及び事務の効率化の観点から、これを全額、基金に繰り入れるものとする。

※ 令和6年4月1日から施行

議案第20号 佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 戸籍法の改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の発行（広域交付）等が可能となることから、これに係る手数料について規定するもの
 → 広域交付や電子的な戸籍記録事項の証明等に係る手数料を下表のとおり規定（金額は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定めるものと同額）

区分	金額（1通（件）につき）
戸籍謄本等発行手数料	450円 ※ 現行（広域交付以外）と同額
除籍謄本等発行手数料	750円 ※ 現行（広域交付以外）と同額
戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	400円
除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	700円
届書等情報内容証明手数料	350円 ※ 内容を表示したものの閲覧も同額

※ 令和6年3月1日から施行

- ◇ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により同法の題名が改められることに伴い、別表中の用語の整理を行うもの
 → 別表中に引用する同法の題名を、改正後の題名（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）に変更
 ※ 令和6年4月1日から施行

- ◇ 建築基準法等の改正に伴い、既存不適格建築物に対する制限の緩和措置が拡充され、その対象となる建築物の認定の申請に対する審査を行う必要が生ずることから、これに係る手数料について規定するもの

- 建築基準法における既存不適格建築物の取扱い

既存の適法な建築物が法令の改正等により違反建築物とならないよう、新たな規定の適用時に現に存する又は工事中の建築物については、新たに適用された規定のうち適合していないものについては適用を除外することとされ、原則として、増改築等を実施する機会に当該規定に適合させることとされている。
- 既存不適格建築物に対する制限の緩和措置（拡充分）

既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化し、省エネルギー改修において、市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合は、現行基準を適用しないこととする措置をいう。

<大規模修繕等に際して接道義務等の既存不適格が認められる例>

接道義務(法第43条第1項)が不適格の例

道路内建築制限(法第44条第1項)が不適格の例

→ 認定申請手数料を「1件につき39,000円」と規定

※ 令和6年4月1日から施行

議案第21号 佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 公共事業の実施手法の多様化及び公共施設の再配置の必要性の高まり等を踏まえ、これらの状況に効率的かつ柔軟に対応するため、一定の公の施設に係る指定管理者の候補者の選定の特例を創設するもの
 - 以下の特例を創設
 - ア 公の施設の整備等における民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用する手法(PFI等)による手續により選定した団体(地方自治法に規定する附属機関による調査審議を経て選定した団体に限る。)が指定管理者としてその公の施設の管理を行う場合は、公募、申請及び選定の手續について、当該附属機関において同等の手續を行ったものとするができることとする。
 - イ 公共施設の再配置その他本市の施策を考慮し、特定の団体に管理を行わせることが合理的であると認める公の施設については、公募の手續を省略できることとする。

 - ◇ 指定管理者として指定された団体が合併、分割等をした場合における事務の承継について規定するもの
 - 以下のことを規定
 - ア 合併後存続する団体等は、指定管理者として指定された団体の当該指定管理者としての地位を承継するものとする。
 - イ 市長は、アにより指定管理者としての地位を承継した団体について、当該公の施設の管理を行うことが適当でないとき、アにかかわらず、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

 - ◇ 指定管理者審査委員会の補欠の委員の任期について規定するもの
 - 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ※ 令和6年4月1日から施行

議案第22号 佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 介護保険法施行令の改正及び第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定を踏まえ、第1号被保険者に係る保険料率を改定するもの
- 保険料率の適用期間を令和6年度から令和8年度まで（現行：令和3年度から令和5年度まで）とする。
 - 保険料率の基準額（年額）を引上げ
（59,400円→63,600円）
 - 所得段階を多段階化（10段階→13段階）
（単位：万円（本人の前年中の合計所得金額））

所得段階	改正案	現行
第9段階	320以上420未満	320以上400未満
第10段階	420以上520未満	400以上
第11段階	520以上620未満	
第12段階	620以上720未満	
第13段階	720以上	

- 保険料率の算定に係る乗率（所得段階毎の保険料率の算定において基準額に乗じることとされる割合をいう。なお、佐倉市においては、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）による改正後の介護保険法施行令で定める標準乗率を採用）を下表のとおりとし、所得段階毎の保険料率をこれにより算定した額に改定

所得段階	改正案	現行
第1段階	0.285	0.3
第2段階	0.485	0.5
第3段階	0.685	0.7
第4段階～ 第10段階	0.9～1.9 (現行どおり)	0.9～1.9
第11段階	2.1	
第12段階	2.3	
第13段階	2.4	

※ 令和6年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第23号 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づいて定めている指定地域密着型介護サービスの実施に関する基準を同省令のとおり改めるもの

→ 主に以下の内容の改正を行う。

- ① 「指定介護療養型医療施設」の廃止に伴う条文の整理
令和5年度末における同施設の廃止に伴い、関係する規定を削除
- ② 管理者の兼務範囲の明確化
管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するもの
- ③ デジタル化推進の観点からの電磁的記録媒体に関する文言の整理
「磁気ディスク」や「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体の使用を定める規定について、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改めるもの
- ④ 身体的拘束等の禁止
（一部サービスについて）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするもの。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもの
- ⑤ 身体的拘束等の適正化の推進
（（看護）小規模多機能型居宅介護について）身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付けるもの。その際、1年間の経過措置期間を設けることとするもの
- ⑥ 書面掲示規制の見直し
事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定）に掲載することを令和7年度から義務付けるもの

⑦ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け
(多機能系・居住系・施設系サービスについて) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもの。その際、3年間の経過措置期間を設けることとするもの

⑧ 協力医療機関との連携体制の構築

(居住系・施設系サービスについて) 以下の見直しを行うもの
ア 一定の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努める(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護については、協力医療機関を定めることを義務付け、その際、3年の経過措置期間を設ける) こととする。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努めることとする。

⑨ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

(居住系・施設系サービスについて) あらかじめ、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとするもの。また、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けるもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">第2種協定指定医療機関
発熱外来又は宿泊・自宅療養者等の外来医療・在宅医療を担当する内容の通知を受けた医療機関又はその内容の協定を締結した病院若しくは診療所又は薬局であって、外出自粛対象者の医療を担当する医療機関をいう。 |
|--|

⑩ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

(地域密着型特定施設入居者生活介護について) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用、職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9（現行：1）以上であることとするもの

⑪ 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について) 介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付けるもの

⑫ ユニットケアの質の向上のための体制の確保

(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について) ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととするもの

⑬ サービス内容の明確化

介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」、「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正（明確化）を行うもの

※ 原則として令和6年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第24号 佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づいて定めている指定地域密着型介護予防サービスの実施に関する基準を同省令のとおり改めるもの
 - 主に以下の内容の改正を行う（詳細は議案第23号中の同事項の説明を参照）。
 - ① 管理者の兼務範囲の明確化
 - ② 「指定介護療養型医療施設」の廃止に伴う条文の整理
 - ③ デジタル化推進の観点からの電磁的記録媒体に関する文言の整理
 - ④ 書面掲示規制の見直し
 - ⑤ 身体的拘束等の禁止
（介護予防認知症対応型通所介護について）
 - ⑥ 身体的拘束等の適正化の推進
（介護予防小規模多機能型居宅介護について）
 - ⑦ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け
 - ⑧ 協力医療機関との連携体制の構築
（介護予防認知症対応型共同生活介護について）
 - ⑨ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
（介護予防認知症対応型共同生活介護について）
- ※ 原則として令和6年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第25号 佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づいて定めている指定介護予防支援等の事業に関する基準を同省令のとおり改めるもの
- 主に以下の内容の改正を行う（詳細は下記及び議案第23号中の同事項の説明を参照）。
- ① 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置に係る規定の新設
人員に関する基準について、次のとおりとするもの
ア 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。
イ 事業所に置く管理者は、原則として常勤の主任介護支援専門員であり、専らその職務に従事する者でなければならないこと。
 - ② デジタル化推進の観点からの電磁的記録媒体に関する文言の整理
 - ③ 遠方の利用者の交通費に係る規定の新設
指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、遠方の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができることとするもの
 - ④ 書面掲示規制の見直し
 - ⑤ 身体的拘束等の禁止
 - ⑥ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの導入
一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするもの
 - ⑦ 介護予防サービス計画実施状況等の市への情報提供の義務化
指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとするもの
- ※ 原則として令和6年4月1日から施行

議案第26号 佐倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づいて定めている指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を同省令のとおり改めるもの

→ 主に以下の内容の改正を行う（詳細は下記、議案第23号及び議案第25号中の同事項の説明を参照）。

① 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点からのケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し

指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直すもの

ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が4.4又はその端数を増すごとに1とする。

イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が4.9又はその端数を増すごとに1とする。

② 管理者の兼務範囲の明確化

③ 公正中立性の確保のための取組の見直し

一定の事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とするもの

④ デジタル化推進の観点からの電磁的記録媒体に関する文言の整理

⑤ 身体的拘束等の禁止

⑥ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの導入

⑦ 書面揭示規制の見直し

※ 原則として令和6年4月1日から施行

議案第27号 佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 児童福祉法の改正に伴い、条文中の用語等の整理を行うもの
 - 障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型・医療型）を一元化することとされたことに伴い、条文中の用語である「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に変更するとともに、法改正に伴い生ずる引用条項のずれを整理
- ※ 令和6年4月1日から施行

議案第28号 佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 内閣府令の改正に伴い、同府令に基づいて定めている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を同府令のとおり改めるもの
 - 特定教育・保育施設
保育給付費の支給対象となる「認定こども園・保育所」をいう。
 - 特定地域型保育事業
保育給付費の支給対象となる「家庭的保育事業等」をいう。
- 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。
- ※ 令和6年4月1日から施行
- 磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図る。
- ※ 公布の日から施行

議案第29号 佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 草ぶえの丘を指定管理者による管理とするために必要な規定を整備するもの
- ※ 令和7年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第30号 佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 飯野台観光振興施設を指定管理者による管理とするために必要な規定を整備するもの
- ※ 令和7年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第31号 佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 佐倉市環境審議会の答申を踏まえ、特定地域への墓地の集中を防止し、もって市民の宗教的感情に適合した墓地経営及び良好な住環境を確保する観点から、墓地に係る距離基準の見直しを行うもの
- 墓地に係る距離基準を下表のとおり見直し

区分	改正案	現行
適用対象	土葬・焼骨の埋蔵	土葬
住宅等からの距離	150m以上	100m以上

- ※ 令和6年10月1日から施行（経過措置あり）

- ◇ 同答申を踏まえ、これまで要綱に基づき実施してきた墓地の経営の許可等に係る事前協議について、その根拠を明確化するため、これに係る規定を条例中に整備するもの
- 墓地の経営の許可又は区域の変更（拡張する場合に限る。）の許可を受けようとする者は、着工前にその計画について市長と協議しなければならない旨を規定
- ※ 公布の日から施行

議案第32号 佐倉市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 令和5年11月定例会において成立した佐倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和5年条例第28号）により文化財の保護に関する事務が教育委員会から市長部局へと移管されることに伴い、開発事業者による埋蔵文化財に関する協議の相手方を市長とするもの
 - 当該協議の相手方を教育委員会から市長に変更
- ※ 令和6年4月1日から施行

議案第33号 佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 地方自治法の改正に伴い生ずる引用条項のずれを整理するもの
 - 同法の改正により条例において引用する同法の規定の条番号が下表のとおり改められ、条文中の引用条項にずれが生ずることから、これを整理

改正後	改正前
第243条の2の <u>8</u>	第243条の2の <u>2</u>

- ※ 令和6年4月1日から施行

議案第34号 佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 水道法等の改正により、水道整備・管理行政に係る一定の事務が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することとされたことに伴い、条文中の用語を整理するもの
 - 「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に変更
- ※ 令和6年4月1日から施行

議案第35号 佐倉市水道事業給水条例及び佐倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 災害時において上下水道施設を早期に復旧できる体制を確保するため、災害復旧への協力を期待できる指定工事店等に対する手数料の減免制度を創設するもの

→ 市内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当するものについて、指定工事店の指定及び更新に係る手数料を減免

ア 本市と協力して災害復旧を行う団体として上下水道事業管理者が認める団体に属する者

イ その他公益上手数を減免する特別の事情があると管理者が認めた者

区分	指定手数料	更新手数料
指定工事店（給水装置）	22,000円	10,000円
指定工事店（排水設備）	12,000円	10,000円

※ 令和6年4月1日から施行

議案第36号 佐倉市公共下水道区域外流入条例の制定について

◇ 債権管理の適正化及び受益者間の公平性の確保の観点から、下水道法及び地方自治法の規定に基づき、公共下水道に係る区域外流入の許可の申請、分担金の額等について定める条例を新たに制定するもの

・ 区域外流入
公共下水道の事業計画区域以外の区域から公共下水道に汚水を排除することをいう。

→ 公共下水道の区域外流入の受益者が負担する分担金を地方自治法に規定する分担金として位置付け

区分	改正案	現行
負担を求める根拠	条例	要綱及びこれに基づき受益者と締結する契約
分担金の法的性格	公法上の債権	私法上の債権

→ 許可の申請等について規定

条番号	主な内容
第3条	許可の申請について規定
第4条	許可の要件について、概ね以下のとおり規定 ① 汚水を排除しようとする土地が、公共下水道全体計画区域内の土地であること。 ② 汚水を排除しようとする土地が、公共下水道が既に整備された道路等に面した土地等であること。 ※ 公共施設並びに社会福祉法人、医療法人及び学校法人の施設の用に供される土地は例外 ③ 市に公共下水道の整備等に係る新たな負担を生じさせないものであること。 ④ 汚水を自然流下により既設の公共下水道に排除することができるものであること。 ⑤ 排除する汚水の計画量が公共下水道の構造等に影響を与えない量であること。 ⑥ 排除する汚水が水質基準に適合していること。
第5条	許可決定について規定
第6条	排水設備の設置（許可を受けた受益者は、自らの費用で排水施設を設置しなければならない等）について規定
第7条	分担金の額について規定（公共下水道の事業区域内の受益者に係る分担金の額と同様に算出）
第8条～ 第11条	分担金の賦課、徴収、減免及び徴収猶予並びに延滞金について規定
第12条	賦課対象区域への編入に伴う措置（編入があったときは、本条例の規定により賦課した分担金は、公共下水道の事業区域内の受益者に係る分担金等が賦課されたものとみなす）について規定
第13条	許可の取消しについて規定

※ 令和6年4月1日から施行（同日以後に申請を行った者について適用）

議案第 37 号 佐倉市道路線の認定について

- ◇ 国から無償貸付を受け、国有地を引き続き一般の利用に供するため、臼井田地先の 2 路線を佐倉市道として認定するもの

議案第 38 号 区域外道路の認定の承諾について

- ◇ 四街道市長からの依頼に応じ、同市長による区域外道路の認定について承諾するため、議会の議決を求めるもの
- 同市長から、令和 6 年 1 月 5 日付けで、当市の一部を含む下記路線について、道路法第 8 条第 3 項の規定による認定を行うため、同項後段に規定する当市の承諾を求める依頼があったことから、これに応じるため、同条第 4 項に規定する議会の議決を求める。

区分	内容
路線名	四街道市道たかおの杜 20 号線
区域外延長	L = 50.7 メートル
区域外幅員	W = 14.0 メートル
区域外箇所	四街道市たかおの杜 21 番 4 地先から 佐倉市馬渡字通目木 434 番 2 地先まで
整備の目的	都市計画道路 3・3・1 号線及び国道 51 号の交通集中分散のための代替ルートとして

<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法（抜粋） （市町村道の意義及びその路線の認定） 第 8 条 （略） 2 （略） 3 <u>市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。</u> 4 <u>前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。</u> 5 （略）

議案第39号 契約の締結について

- ◇ 岩名運動公園小出義雄記念陸上競技場改修工事について、3億8,830万円をもって、インバ建設株式会社と請負契約を締結するもの
 - 予定価格 4億9,307万5,000円
 - 開札日 令和6年1月18日
 - 仮契約日 令和6年1月31日
 - 決定方法 総合評価落札方式
(制限付き一般競争入札)

議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- ◇ 稲垣 富代 (いながき・とみよ) 氏の任期満了 (令和6年4月3日付け) に伴い、その後任として、若林 亜貴子 (わかばやし・あきこ) 氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、議会の同意を求めるもの
 - 任期
令和6年4月4日～令和9年4月3日

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

- ◇ 処分事項 令和5年度佐倉市一般会計補正予算 (第8号)
- ◇ 専決処分の日 令和6年1月19日
- ◇ 令和5年12月14日付けで国から示された「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」のうち「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」及び「こども加算」について、可能な限り速やかに支給を行うため、市長の専決処分をもって補正予算を計上したもの
- ◇ 歳入歳出それぞれ4億2,868万円の増額補正
- ◇ 補正後予算額590億7,564万3,000円
- ◇ 歳入
 - 国庫支出金及び繰入金が増
- ◇ 歳出
 - 物価高騰対策臨時給付金支給事業 (住民税均等割のみ課税世帯追加支給分) ほか2件の増
- ◇ 繰越明許費補正
 - 物価高騰対策臨時給付金支給事業 (住民税均等割のみ課税世帯追加支給分) ほか2件の追加

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇ 岡野 敦（おかの・あつし）氏の任期満了（令和6年6月30日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて、議会の意見を求めるもの

→ 任期

令和6年7月1日～令和9年6月30日

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇ 松崎 裕美子（まつざき・ゆみこ）氏の任期満了（令和6年6月30日付け）に伴い、その後任として、杉本 真理子（すぎもと・まりこ）氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの

→ 任期

令和6年7月1日～令和9年6月30日